

独立行政法人 国立大学財務・経営センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
理事長	千円 17,100	千円 11,892	千円 4,495	千円 713 (特別調整手当)	平成16年4月1日	
理事 (1人)	千円 14,721	千円 9,396	千円 4,119	千円 1,128 (特別調整手当) 78 (通勤手当)	平成16年4月1日	
監事 (1人)	千円 13,246	千円 8,448	千円 3,703	千円 1,014 (特別調整手当) 81 (通勤手当)	平成16年4月1日	
監事 (非常勤 (1人))	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()	平成16年4月1日	

注:「特別調整手当」は、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する役員に支給するもので、調整手当と同様である。

② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
理事長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

Ⅱ 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 17	歳 40.9	千円 7,027	千円 5,138	千円 179	千円 1,889
事務・技術	人 13	歳 37.3	千円 5,988	千円 4,430	千円 207	千円 1,558
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種	人 4	歳 52.5	千円 10,406	千円 7,443	千円 90	千円 2,963
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

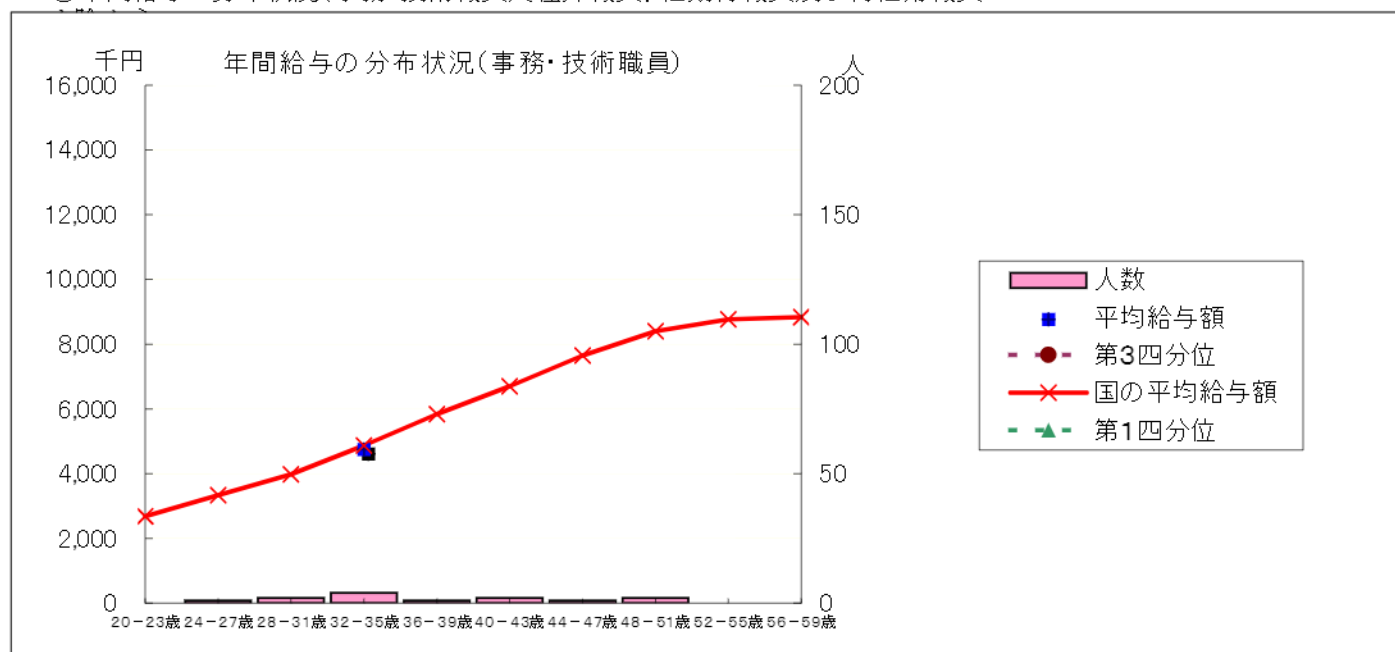
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

非常勤職員については、該当者が1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項について記載していない

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員



注:32歳から35歳以外の年齢構成者数は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	1	—	—	—	—
課長補佐	1	—	—	—	—
係長	7	39.6	4,728	6,091	7,109
係員	4	30.0	—	4,125	—

注:課長、課長補佐の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下について記載していない。

③職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係員	係員	主任・係員	係長・主任	係長	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長	部長	部長
人員 (割合)	13 (%)	人 (%)	人 (7.7%)	人 (23.1%)	人 (30.8%)	人 (15.4%)	人 (15.4%)	人 (7.7%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
		}	}	32 }	40 }	}	}	}	}	}	}	}
				31	32							
所定内給与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	3,555 }	4,683 }	}	}	}	}	}	}	}
				3,026	3,386							
年間給与額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	4,817 }	6,420 }	}	}	}	}	}	}	}
				4,139	4,566							

注:2級、5級、6級及び7級における該当者が、2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」以下の事項について記載していない。

④賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% -	% -	% -
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 70.1	% 68.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.4	% 29.9	% 31.6
	最高～最低	% 36.4～31.6	% 31.8～28.3	% 33.3～30.2

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.9

対他法人(事務・技術職員)

93.5

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始 時(平成16年度)か らの増△減
給与、 報酬等支給総額 (A)	千円 246,828	千円 181,737	千円 (%) 65,091 (35.82)	千円 (%) - -
人件費 ((A)+退職手当繰入 +法定福利厚生費)	千円 274,996	千円 186,802	千円 (%) 88,194 (47.21)	千円 (%) - -
最広義人件費	千円 304,201	千円 210,244	千円 (%) 93,957 (44.69)	千円 (%) - -

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率 (平均)	本俸の主な 改定内容	手当の主な 改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

2 役員報酬

① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち期末特別手当について、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬水準の改定内容

理事長 [無]
 理事 [無]
 監事 [無]
 監事(非常勤) [無]

3 職員給与

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績や国家公務員の給与水準を十分考慮して決める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則等により、勤務成績を考慮し、昇格、特別昇給、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行う。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇 格)	勤務成績が良好、かつ昇格基準に達している場合は1級上位の級に昇格させることができる。
俸給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合、上位の号俸に昇給させ若しくは昇給期間を短縮させ、又は双方を併せ行うことができる。
俸給月額 (昇 給)	一定期間良好な成績で勤務したとき1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき、支給される。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

なし

V 法人が必要と認める事項

特になし